

会北中学校いじめ防止基本方針

喜多方市立会北中学校

福島県いじめ防止基本方針（平成29年9月1日施改正）及び喜多方市いじめ防止基本方針（平成30年7月1日改正）を受けて、「会北中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策および発生時における対処を組織的かつ効果的に推進する。

1 いじめの定義（『いじめ防止対策推進法第2条』）

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの認知について

該当行為の形式にこだわることなく、行為の対象となった児童生徒の心身の苦痛に寄り添い、積極的に認知するものとする。

3 学校基本法の目的

- (1) いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともにいじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめに関する事案に組織的に対処し、家庭、教育委員会、各関係機関と連携を図りながらその解決を図る。その際の具体的な動き、注意点、配慮する点を定めるものとする。

4 組織体制について

(1) 名 称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、各学年担任（主任）、教育相談担当教諭、養護教諭、SC、SSW

※ 構成員の役割を明確にし、校長のリーダーシップの下、チームとして対応することにより効率化を図り、教職員の負担を軽減する。

(3) 組織の役割

- ・ 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ 未然防止等、教職員の資質能力向上ための校内研修
- ・ いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対応のための連絡・調整
（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）

(4) 教職員の研修と資質能力の向上

以下の内容を定期的に年間の行動計画に位置づける。

- 国・喜多方市・本校のいじめ防止に関する基本方針の共有化
- いじめ研修の内容の共有化
- 人権に関する研修会の実施

○ 特別の教科道徳の確実な実施

5 未然防止について

(1) 教育内容

- ① 法に基づき、『些細なことでも相手が苦痛を感じればそれはいじめである』ことを日常的な具体的事例をあげて徹底する。
- ② 学校の教育活動全体を通して、親和的・共同的な集団作りを進める。特に本校の学校田の活動、ボランティア活動などの協働作業・体験学習を最大限に生かす。
- ③ 情報モラルについて道徳、技術家庭、学級活動を通じて具体的な事例をあげながら指導する。なお、ゲーム機やスマホによるネット接続については保護者の管理・指導が一次的なものであることを明確にした上で連携を図っていく。

(2) 早期発見

- ① 年3回の一斉アンケートを実施し、全アンケート用紙を管理職が目を通す。また、些細なことでも組織として共有化し、事実関係を明確にする。なおアンケートは管理職が必ず目を通し、すべての回収用紙を3年間保管する。
- ② 日常観察からのチャンス面談を積極的に進める。小さな事でも真摯に受容的な態度で受け止め事実関係を明確にする。

(3) 啓発活動

- ① 保護者へ・何がいじめなのか、いじめの何が問題なのかを具体的に分かりやすく伝える
(学校便り、保護者会)
- ② 地域へ：昔のいじめとは質的に違っていることを分かりやすく伝え、学校外で気がついたことがあれば一報を入れてくれるようお願いする。
(学校便り、地域の会合等)

(4) 年間行動計画 (実情に応じて柔軟に対応する。)

月	具体的な活動 (生徒指導、教育相談・実態調査、いじめ防止研修、いじめ防止のための会議等)	評価計画
4	いじめ防止対策会議① (学校いじめ防止基本方針について) いじめ防止校内研修① (未然防止と早期発見) 全校集会や学級指導でいじめ防止指導 スクールカウンセラーの活用 (年間) 道徳教育の充実 (年間) 学校の基本方針の周知 (保護者)	計画・目標の作成と提示
5	教育相談① (面談による把握)	
6	情報モラル指導 (学級指導、防犯教室)	
7	インターネット上のいじめについて (保護者懇談会) いじめに関するアンケート調査①生徒 1学期間の取り組みの評価・改善 学校の取り組みへの評価 (学校評価①)	1学期の評価
8	いじめ防止対策会議② (実態把握と2学期の取組)	
9		
10	全校集会や学級指導で人権教育	
11	教育相談② (三者面談) 保護者を交えての情報収集 いじめ防止校内研修② (いじめへの対応)	

12	いじめに関するアンケート調査②生徒 学校の取り組みへの評価（学校評価②） 2学期間の取り組みの評価・改善	2学期の評価
1	いじめ防止対策会議③（実態把握と3学期の取組）	
2	教育相談③（面談による把握） 年度における取り組みの評価・改善	
3	いじめに関するアンケート調査③生徒	年間評価・報告

6 発生時の対応

(1) 初期対応

事案の発生→管理職に報告→事実確認（加害者・被害者からの慎重な聞き取り）

※担任を初めとし個人で抱え込ませず（法規定）、組織対応を徹底する。

(2) 指導態勢・姿勢

「いじめ防止対策委員会」での情報・危機感の共有化→適切な対応の検討と分担

○ 被害生徒とその保護者に対して・・・寄り添い、最後まで守り通す。心のケア。

○ 加害生徒とその保護者に対して・・・教育的配慮の上の毅然たる措置。保護者支援。

校内組織だけでは対処できない場合、行政・関係機関（警察・児相・法務局等）と連携しながら対処する。その際は市教委ならびに『市いじめ問題対策委員会』への報告をし、相談・連絡を通して解決を図る。

(3) 解消・解決の確認と説明

当該のいじめについては以下の二つの要件を満たして解消したものと判断する。また、被害生徒の保護者にこの期間中の学校の対応について説明し、被害生徒ならびに加害生徒の様子、さらにこの後もフォローアップしていくことを伝える。

① いじめに係る行為が止んでいること。

（被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月を目安に相当の期間継続していること。）

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

（いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。）

7 報告について

(1) 教育委員会への報告

月例報告（認知件数）の他、その内容に鑑みて報告が必要と校長が判断した事案についてはためらわず報告し、指導を仰ぐ。

(2) 保護者・地域への報告

いじめの認知件数については保護者会等で伝えるものとする。しかしながらその内容を、一般保護者に伝えることが適切かどうかについては、小規模校であることや地域性を踏まえながら慎重に検討の上、判断する。

8 いじめに関する取り組みの評価について

(1) 防止的活動に関する評価

① 年2回（7月と12月）の学校評価項目（生徒、保護者、教職員）とし、その結果について保護者に報告する。

② 学校評議員会への取り組みを報告し、意見をいただく。

③ 校区学校改善委員会に学校評価結果を示し意見をいただく。

④ 評価の視点

ア 学校基本方針の周知

イ 実態把握の方法と回数

(2) いじめ発生時の対応の評価について

いじめの発生から収束までを時系列でまとめ、その時点での対応が適切であったかどうかを校内いじめ防止対策委員会で検証する。状況に応じ適宜教育委員会の指導を受けその検証作業を進める。

○ 検証時の視点

ア 発生時の情報収集・事実確認が適切に行われたか？

イ 関係生徒への事実確認の方法が適切であったか？

ウ 関係保護者への伝え方が適切であったか？

エ 関係機関との連携が適切に行われたか？

オ いじめの収束まで適切に観察や面談が行われたか？

カ 発生から収束まで情報共有が行われ、組織として対応したか？

○ 公表について

上記ア～カについての検証結果・改善点については、必要に応じ教委および関係機関に報告する。

9 重大事態について

(1) 重大事態とは次に掲げる場合をさす。

ア いじめにより児童生徒の①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより児童生徒が②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

注) ① 児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を受けた場合、金品等に重大な被害を受けた場合、精神性の疾患を発症した場合等

② 年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態への対応

重大事態については喜多方市いじめ防止基本方針にのっとり、以下の手順で対処する。この際は教育委員会の指導を受けるとともに学校として関係機関と緊密に連携を図る。

ア 校内組織発動および調査委員会の設置（教委または市）

イ 調査実施と校内での対応

ウ 調査結果の報告（教委、市）

エ いじめを受けた子ども、保護者への説明等

オ 調査結果と校内での対応の公表

(3) マスメディアへの対応

マスメディアに対しては窓口を一つにして誠意を持って対応する。いじめに関連する当該生徒および他在校生への直接取材は自粛を要請する。万が一にも軽々な発言は厳に慎む。

ア 学校窓口は校長か教頭とする。

イ 発言内容は事前に教育委員会と協議の上決定し、それ以外の内容は話さない。

ウ いじめの有無については軽々しく『あった』『なかった』とは答えない。『調査の上、迅

速に結果を精査して公表する』と返答する。

10 資料

以下に資料として、(1) いじめ未然防止のための取り組みチェックリスト、(2) 学校事故対応に関する指針(27文科初第1785号を)の要点を示す。

(1) いじめの未然防止のための取組チェックリスト

基本方針

○規律、学力、自己有用感を身につけさせ、いじめに向かわせない。
きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもを育てる。

① 授業では

規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学級づくりを進める。

- わかる授業づくりを進める。
- すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- 授業を公開し、生徒指導の観点から授業を参考にしていく。
- 授業中の規律(挨拶と返事、正しい姿勢、発表に仕方や効き方等)の問題を改善する。
- 教師の不適切な認識や差別的な態度、言動に注意する。

② 道徳や特別活動等では

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。

- 道徳教育や学級活動などで「いじめはいけない」「何がいじめなのか」指導する。
- 他人を思いやる心や人権を尊重する心を育成する。
- 友人関係や集団づくり、社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。
- 特別活動など、他の児童生徒との関わりから、人と関わることの喜びや自己有用感を獲得させる。
- 児童会や生徒会で、いじめを自分たちの問題として受け止め、主体的に行動できるように働きかける。

③ 休み時間や部活動等では

居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、一人一人が活躍できる集団づくりをする。

- 「小さなサイン」を見逃さない。
- よりよい人間関係づくりを指導する。
- 一人で悩みを抱え込まず、情報を共有する。
- 児童生徒への温かい言動に心がける。

④ インターネット上のいじめを防止するために

関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握する。

- 情報モラル教育を推進し、意識を向上させる。
- 保護者懇談会やPTA総会等を利用して、保護者へ啓発する。

⑤ いじめの早期発見のための取組

- 児童生徒の些細な変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、速やかに対応する。
- QUテストを活用して学級づくりを進める。
- 児童生徒のいじめアンケートを学期ごとに実施する。
- 定期的に教育相談を実施する。

- 電話相談を周知する。
 - スクールカウンセラーを積極的に活用する。
 - 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。
- ⑥ いじめやいじめが疑われる行為を発見した時の取組
- ア いじめ防止対策委員会がいじめとして対応する事案か否かを判断する。
- いじめの事実確認をする。(いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒、保護者等)
(一方的、一面的な解釈で対応しない、プライバシーを守る。迅速に対応する。)
 - いじめの情報交換をして、具体的な対応策を検討する。
- イ いじめられた児童生徒と保護者を支援する。
- 守り抜くことを伝え、心に寄り添い共感的に理解する。
 - 家庭訪問や電話等により、継続的に教育相談を行う。
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。
- ウ いじめた児童生徒への指導と保護者への助言をする。
- 「ならぬことはならぬ」規範や人権を指導する。
 - 望ましいあり方について児童生徒や保護者へ助言する。
 - 教育委員会と十分に相談し、必要に応じて関係機関と連携する。
- エ いじめが起きた集団への働きかけをする。
- いじめを見ていた児童生徒へ、自分の問題として捉えさせる。
 - 臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ インターネット上のいじめを発見した場合は
- 関係児童生徒から聞き取り等の調査をする。
 - 被害にあった児童生徒等のケア等、必要な措置をする。

(2) 学校事故対応に関する指針(27文科初第1785号)の要点 (通知 記2より)

2 事故発生後の取り組み

(1) 事故発生直後の取り組み

ア 事故発生時にはまず事故にあった児童生徒等への生命と健康を優先し、応急手当を実施すること。

イ 学校は、死亡事故および治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重要な事故(事故発生時点においては治療に要する期間が未確定の場合であっても30日以上となる可能性が高いと学校が判断したもの及び意識不明の事故を含み、治療に要する期間が30日以上かかる場合でも骨折やねんざ等の事案は事故の発生状況により報告の有無を判断)の場合は、学校の設置者等に報告を行うこと。なお、公立学校の設置者は報告を受けた事故情報について、当該地方公共団体の長にも必要に応じて情報提供を行うこと。

ウ 死亡事故については国に報告を行うこと。

(2) 基本調査

ア 基本調査は、学校の管理下で発生した死亡事故及び(1)のイの報告対象となる死亡以外の事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した事故について、調査対象となる事案の発生後速やかに学校がその時点で持っている情報等を整理するものであり、学校の設置者等の指導・助言の下、学校が実施すること。その際、学校の求めに応じて学校の設置者等は人的支援を行うように努めること。原則として3日以内を目途に、関係する全教職員からの聴き取り調査を行うとともに、心のケアに留意しながら、必要に応じて、事故現場に居合わせた児童生徒等の聴き取り調査を行うこと。

イ 基本調査の経過及び整理した情報については適切に被害児童生徒等の保護者に説明することとし、最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行うこと。

ウ 詳細調査への移行の判断は、被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮した上で学校の設置者が行うこと。その際少なくとも次の場合には詳細調査に移行すること。

- ・教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
- ・被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
- ・その他必要な場合

(3) 詳細調査

ア 詳細調査は、公立学校及び国立学校においては特別の事情がない限りは学校の設置者が、私立学校及び株式会社立学校においては、学校の設置者が行うものではあるが、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際には都道府県等担当課が、中立的な外部専門家が参画した調査委員会を設置して行うこと。詳細調査の経過については、適宜適切に被害児童生徒等の保護者に情報提供すること。

イ 詳細調査の報告書については調査の実施主体である学校の設置者等が公表すること。その際に、調査委員会又は学校の設置者は被害児童生徒等の保護者に調査結果の説明を行うこと。

ウ 調査結果の報告については国にも提出すること。

(4) 再発防止策

学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、同地域の学校や教職員間等で報告書の内容について共通理解を図るとともに、速やかに具体的な措置を講ずること。講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価すること。

国においては、提出された報告書を基に情報を蓄積し、教訓とすべき点を整理した上で、学校、学校の設置者及び都道府県担当課に周知するので、類似の事故の発生防止に役立てること。